

生活文化概念の史的検討 ——大政翼賛会の生活文化運動をめぐって——

谷 和 明
(1996.10.31 受)

はじめに

1970年代中期以降の日本ではさまざまな社会問題に対処する原理としての「文化」、あるいは市民の余暇と消費の拡大に照準を合わせた新しい戦略としての「文化」に対する行政や企業の関心が高まり、やがて「文化の時代」の到来がいわれるようになった。そのような文脈の中で新しい文化のありかたをあらわす言葉として頻出するようになったのが「生活文化」である。

ところで、「文化の時代」という時代認識には、工業化社会から脱工業化社会（情報化社会）への移行という発展史観が随伴している。人々の文化への関心は、「豊かな社会」・「成熟社会」の産物だというわけである。それは「生活文化」こそが、生活の質や個性化を通じた自己実現欲求の表現として、現代の文化の中心概念だという見解につながる（参照。松田・中田 1984: 12-18頁）。ここには以前の時代には文化への関心の余裕などなかったという認識が含意されている。例えば1960年代までの日本は、生理的欲求や物質的欲求の充足のためひたすら経済成長=物質生産の量的拡大のみを追求してきた「労働、経済中心」（同上）の時代=非（前）文化的な時代として一面的に描かれてしまうのである。

だがいうまでもなく、文化への関心の高まり（あるいは過剰期待）は今に始まったことではない。社会変動と関連した文化論の浮上は日本の近代史において過去に少なくとも3度生起している。1度目は1920年代の大正デモクラシーの教養主義・自由主義的文化論、2度目は1930年代末から40年代前半の軍国主義・全体主義の時代の文化政策論・新文化論、3度目は敗戦後の平和国家・文化国家論である。そして現在の「文化の時代」の文化論は、その概念装置や論理構成に関して——例えば、大国に相応しい国際的文化貢献という論議、総合政策としての文化政策（行政）、地方文化の振興、政治（行政）の文化化、欧米偏重からアジア・日本文化への回帰の主張、近代の病理（行きすぎた個人主義など）を克服するという問題意識、余暇や娯楽の教育機能への着目、そして「生活文化」の称揚など——、敗戦後の文化国家論よりも、むしろ軍国主義・全体主義期の文化政

策論との連續性・類似性が色濃いのである（参照。畠 1990：187頁）。

もちろんこのような連續性・類似性に基づいて「文化の時代」の文化論を断罪するのは早計に過ぎる。とはいえ、「豊かな社会」の「文化」に幻惑されて過去に目を閉ざすこと、そして「文化の否定性」（青木 1988：38頁）に鈍感であることは極めて危険だといわざるをえない。

本稿では以上のような問題意識に基づき、「生活文化」という概念に着目しつつ文化論における連續性の存在を跡づけてみたい。

I 生活文化概念の系譜

1 新しいことばとしての「生活文化」

「生活文化」という言葉が最も一般化しているのは地方自治体の「文化行政」の領域である。その口火を切ったとされる兵庫県は、1975年3月に「昭和50年代の県政の道標」として10年間総合計画「21世紀への生活文化社会計画」を発表し、79年には「生活文化の創造」を主管する「生活文化部」を設置した。それは「県政全般を生活文化の視点から見直し、創りかえ、さらにそれらを創造的に展開する」（兵庫県生活文化部 1979：1頁）ためであった。この流れは1980年代に全国的に波及し、現在では東京都など多くの都道府県や市町村が「生活文化」局（部・課・係）を設置し、生活文化行政を実施するようになった。北海道庁の「生活文化」課からは、『生活文化行政要覧』という刊行物も毎年出されている。

新しい文化行政の特徴としては、①文化に芸術文化だけでなくコミュニティ振興、都市計画、青少年施策、女性施策、消費者行政、国際交流などを含める幅広い文化観、②それを実現するための縦割り行政をこえた総合行政、③市民主体の地域・生活文化創造、④行政のありかた自体を文化的にする「行政の文化化」などが挙げられる。この新しい文化行政の表現として『文化財』や『芸術文化』にかわって『生活文化』ということばが生み出された（森 1983：234頁（傍線筆者）。都市文化行政のパイオニアの一人である森啓はこう述懐している。

「生活文化」への関心は経済界でも高まった。たとえば1991年には、通商産業省生活産業局の支援の下で家電・家具・繊維・化粧品・電力・ガスなどの生活関連企業20社により「生活文化サロン」という研究会が発足している。その事務局の中間真一が日経4紙の記事データベースで調べた結果によると、生活文化という言葉は「1984年から現れ始め、80年代後半に急激に頻度が高まり、現在に至っている」（岡沢 1995：ix）という。中間は生活文化は「バブル経済の到来

とともに急速に浮上した」「ストック経済社会の近未来キーワード」(同上)だと持ち上げている。

また以上のような華々しさはないが、歴史学、社会学、家政学などの領域でも「生活文化」をテーマとする研究が増加しつつある⁽¹⁾。

ここで注目したいのは、既に紹介した論者にも見られるように、多くの場合「生活文化」が、現代社会の新局面に対応した新しい言葉だとされ、その概念的な検討のないまま、かなり曖昧に多義的に使用されていることである。例えば中間は以下のように述べる。

かくして、「生活文化」は、私たちに豊かな近未来生活を感じさせる、耳ざわりの良い言葉として流通はじめた。しかし、あらためて、「生活文化とは何か?」と問われても、いまだほんやりした状態から脱してはいない。

(同書：x)

あるいは、「生活文化論」を提唱する寺出浩司は、「近年、『生活文化』という言葉をしばしば耳にするようになってきた」として、次のように述べている。

このように「生活文化」という言葉は、現代の生活を考えていく時の重要なキーワードとして注目されながら、辞典に登録されるまでには意味的に成熟しきれていない言葉だということができる。(寺田 1994:41頁)

2 1940年代の「新しい言葉」としての「生活文化」

しかしながら、「生活文化」という複合語はけっして近年の新造語ではない。初出については確認できていないが、この概念にいち早く着目した論者として哲学者三木清を挙げることができる。

三木は、『婦人公論』1941年1月号に掲載された論文「生活文化と生活技術」において、「生活文化といふのはこの頃多少目につくやうになった新しい言葉である」(三木『全集』14巻:384頁)と述べ、それが何を意味するのか定義を試みている。実は、三木は『中央公論』1940年12月号の「文化政策論」と題する論文中でも「生活文化」(同書:359頁)という語を用いている。ここから、遅くとも1940年の後半には三木の周辺で生活文化が議論の対象となっていたことがわかるのである。

三木は1937年以降、近衛文麿のブレーン集団であった昭和研究会の文化部門の責任者として熱心に活動した。近衛新体制にむけた「文化政策要綱」や文化省設置案も策定していたという(酒井 1992:166-172頁)。「生活文化」概念はおそ

らくこのような過程で浮上してきたのであろう⁽²⁾。

1940年7月には第二次近衛内閣が成立し、10月には彼を総裁とする大政翼賛会が結成され、昭和研究会もそれに合流するかたちで解散した。三木自身は局外にとどまつたが、文化部の設置を強く進言し、それが実現すると部長に岸田國士を推薦したという（同書：234-5頁）。岸田は当時の非左翼新劇界の代表的人物であるが、軍部に屈しない見識と気骨をもった文化人として期待されたのだろう。

岸田も文化部長に就任する数日前に「生活文化の建設」（岸田 1991：107-110頁）と題する満州視察記を読売新聞（1940年10月17日）に書いている。三木が上述の2論文を執筆したのはその直後であり、「生活文化」という語をめぐる何らかの意見交流があったことが推測できる。三木の論文は、大政翼賛会文化部長という困難な役割を敢えて引き受けた岸田への応援歌であったともいえよう。かくして「生活文化」概念は戦時下の文化運動の主導的概念として、大政翼賛会によって唱道されていったのである。

大政翼賛会が解体した敗戦後も「生活文化」概念は残った。

1946年1月には旺文社から『生活文化』と題する月刊誌が創刊され、49年に『学苑』へと改題されるまで続いている。その創刊の辞では、敗戦を日本の思想、文化、科学の敗北ととらえ、「文化なき民族は滅びる」という認識から文化国家の建設を日本の唯一の途として訴えている。1948年に制定された「消費生活協同組合法」では「生活文化の向上」（第1条）が記されている。49年には社会教育法が制定され、そこでは「生活文化の振興」（第20条）が謳われている。さらに50年代中期には、少なくとも三つの大学・短大で家政学系の紀要等として『生活文化』ないしは『生活文化研究』と題する定期刊行物が創刊されている⁽³⁾。

このように、「生活文化」という言葉は、対米戦争を目前にし、国民の生活が軍事目的に総動員されていった非常時体制下に登場した。そして次には、敗戦後の政治的・経済的混乱期、すなわち生活が飢餓に脅かされていた時代に改めて提唱され、法律にも採用された。そしてその後も地味なかたちではあるが家政学などの領域で用いられてきた。

前者の文脈では「生活文化」が戦争という国策に奉仕するものとして位置づけられているのに対し、後者では文化国家建設という平和主義の立場から追求されている。この基本的な相違にもかかわらず、両時期の「生活文化」にはある本質的な共通性・連続性がある。それは、第一に、生活物資が欠乏し、生存という生活の最低条件が脅かされる事態、すなわち文字通りの「生活の危機」のなかで、

それを打開する方途として提起された「新しい文化概念」だということである。第二は、従来の価値観・生活規範の動搖・崩壊という「文化の危機」への対応策として提起されたことである。第三は、政治体制の革新・改革と結びついて提起されたことである。

その言葉が、高度経済成長期を経て生活物資が有り余るようになった「飽食の時代」に、そのキーワードとして新たに登場してきた。「欠乏」の時代の言葉が「過剰」の時代になって再生したのである。

II 三木清の「生活文化」論

1 文化政策論と「生活文化」の提唱

ここであらためて問題になるのは、「生活文化」が新しい言葉として流通している事実である。現代の「生活文化」が表現こそ偶然に過去の言葉だが、その意味内容は全く斬新であるならば、新語といえるかもしれない。だが概念的な同一性・類似性があるならばそれは誤りである。それを吟味するため、既に言及した「生活文化と生活技術」における三木清の「生活文化」論を簡単に紹介してみよう。

まず注意しておきたいのは、これは三木に限らないが、およそ「生活文化」を語る場合、「文化」とは芸術を中心に科学・哲学・宗教などを含む精神文化の領域であり、「生活」とはそのような文化の物質的土台としての日常的な衣食住や労働の領域だとする常識的見解が（批判の対象として）前提とされていることがある。文化を生活様式の全体だとする文化人類学などの文化定義から出発すると「生活文化」というのは同義反復にすぎないことになろう。

常識的な文化・生活観には、文化は生活の拘束を越えた領域であるとみなす文化主義・教養主義的な文化観が結びついている。あるいはその裏返しとして文化を一部の知識人・有閑階級の贅沢として否定する反文化主義が結びついている。三木は軍国主義の反文化主義への抵抗をめざすのだが、それは既成文化の擁護を意味しない⁽⁴⁾。それはもはや許されないし、かつ既成文化はそれに値しもない。それゆえ、「生活文化」論は、文化主義的・教養主義的な文化観を批判して新しい文化を提起し、反文化主義を予防するという構造になっている。「生活文化」は文化主義的な旧文化観を代表する「文化生活」（三木『全集』14巻：387）という概念に対するアンチテーゼとして提起されるのである。

三木が「生活文化と生活技術」で述べている生活文化に関する基本的な見解は、

以下のように整理できる。

- (1) 生活文化が示すのは「生活に対する積極的な態度」、つまり「文化への意志」を根底にした「生活の創造」にはかならない（同書：385-6頁）。
- (2) 文化の創造は生活者である万人が関与すべきものであり、一部の天才・有閑階級の特権ではない。「すべての生活者が文化の人間」、「すべての生活者は芸術家」である（同書：386-7頁）。「生活文化は全国民的な問題である」（同書：392頁）。
- (3) 「生活そのもの」という「全く日常的なもの」・「全く平凡なもの」、「例えば言語、炊事、交際、風俗」なども文化である。しかも「文化の重要な、基礎的な部分」である（同書：390頁）。
- (4) 生活と文化とは統一されなければならない。つまり、「いわゆる文化」、すなわち学問・芸術・宗教など精神文化が生活から遊離している現状は克服されるべきである。その際、この統一は文化を「上から」生活に持ち込むことによってではなく、生活の文化性を高めることを通じて「下から」遂行されるべきである（同書：391頁）。
- (5) 生活文化とは、生活の向上、つまりその明朗化・健康化・能率化をめざすものである。そこで重要なのが、「生活の余裕」を意味する「娯楽」という要素、および「生活技術」の基礎としての科学性・合理性という要素である（同書：394-398頁）。
- (6) 生活文化は①消費的ではなく生産的であり、②外面向的、表面的ではなく内容的、実質的である。またその生活意識・生活精神は③欧化主義ではない自主的な立場、④個人主義・自由主義を主張した協同主義の立場にたつ（同書：388頁）。

以上が三木の「生活文化」論の骨子である。

ここでは「生活文化」という言葉は、①文化として把握された日常生活それ自体、②生活の向上・改善、すなわち生活の文化化、③日常生活を基礎とした生活と（精神）文化との統一の要請、④文化の創造主体は生活者であるという文化の大衆化・民主化の主張、⑤文化の本質は生活創造であるという生産的文化観、という少なくとも五通りの意味で用いられている。そして現在の「生活文化」に関する言説が含む論点・主張は、以上でほぼ尽くされているように思われる。その限りで、三木の「生活文化」論は今日においてもアクチュアリティを失ってはない。

三木の「生活文化」論が「新体制」の「文化政策」構想と密接に関連していたことも指摘しておきたい。既述のように、三木は「生活文化と生活技術」とほぼ同時期に「文化政策論」を発表している。両論文は執筆・発表の時期・経緯からいって、大政翼賛会（つまりは近衛「新体制」）の「新しい文化」のありかたに対する提言であり、内容的にも相補的である。「政策文化論」は体制指導層への提言、「生活文化と生活技術」は主婦など庶民への提言とみなすことができる。

「文化政策論」は従来の日本政治における「文化政策の貧困」（同書：356頁）を指摘しつつ、「新しい政治」に不可欠な要因としての文化政策を論じたものである。

ここで三木が述べるのは、第一に、文化政策が「総合的な政策」でなければならぬことである。それに関連して、文化政策の対象は「文学や美術の如きもののみでなく、また生活文化でなければならぬ」（同書：359頁）とされる。さらに、縦割り行政の弊害を指摘し、総合的・統一的政策のため「行政機構を改革して文化省ともいるべきもの」（同書：371頁）を設置することを提案している。第二は、政治そのものが文化的でなければならないとする「政治の文化性」（同書：360頁）の主張である。第三に、すでに「生活文化」に関して紹介したのと同様の文化観が述べられ、文化政策の目標として①すべての国民を「文化の創造者」にすること、②国民文化の発達、③地方文化の発達などが挙げられている。

この三木の文化政策論が現代の地方自治体の文化行政論と酷似していることは、改めていうまでもないだろう。

以上、三木の「生活文化」論の検討を通じて確認できるのは、地方自治体の文化行政における「生活文化」に関しては、半世紀前の「生活文化」と概念も論理構成もほぼ同一だということである。また、筆者の知る限りで、現在の「生活文化」に関する言説は三木を越えてはいない。つまり、「生活文化」はいかなる意味でも新語ではなく、過去の言葉の再生なのである。

2 「生活文化」論と国策協力

ここで気になるのは、「生活文化」を新語として提唱している人々が、当然のことながらこの語の過去について言及しない事実である。あるいは、例外的に言及している場合も、この語が十五年戦争下の総動員体制を支える「新しい文化」との関連で提唱されたという事実に注意を払おうとしないことである。

たとえば独文学者小塩節は、余暇の充実による「厚みのある生活文化」を現代

日本の課題として力説するのだが、その関連で三木の「生活文化」論を肯定的に要約したうえで、軍国主義によって圧殺された先駆的思想として描き出す。

そして彼はその（「生活文化」を論じた…筆者補）直後、非国民として獄につながれ、敗戦後も長く牢に留められて、悲惨な獄死を遂げた。生活文化や余暇を口にするだけで、非国民とされたのである。（小塩 1993：317頁）

ここに述べられていることは「悲惨な獄死」以外は全くの事実誤認⁽⁵⁾であるが、三木の悲劇的運命によって、三木の「生活文化」論の先駆性だけが注目され、国策協力イデオロギーであった側面が隠蔽されてしまう典型例だといえよう。

この点について、三木と同時代に「生活文化」がいかなる文脈で語られていたのかを三人の論者に即して確認しておきたい。

津田敬武は1941年3月、『生活文化と美術』と題する日本美術史解説を主内容とする著作を刊行し、その巻頭の辞を以下のように切り出している。

我が國今日の国難に対処して、最も根本的な必要事は、各個人が新体制の精神を体験しつつその精神を日常の実際生活と、その職域に於いて実践していくことである。すなわち此精神が各人の活動に、各人の顔色に、また各人の言葉にも満ち溢れた明朗な生活文化があらわれて来なければならぬ。（津田 1941：1頁）

ここで津田のいう「新体制」とは、「東亜新秩序の建設」のための「高度国防国家の体制」であり、その基底をなすのは「万民翼賛の所謂国民組織」である。それは「大政翼賛の臣道」の完遂を目的とするものだとされている。

室戸健三は『中央公論』1941年9月号に、「国防国家への契機=生活文化の課題」を副題とする「日本高度国防国家の構想」という論稿を寄せている。そこでは生活文化の意義が以下のように示されている。

支那事変の帰結としての東亜新秩序の建設において指導的地位に経つべき日本民族において、そのいはゆる国民的生活文化が今日大きな問題となる（室戸 1941：47頁）。

新しい国民的生活文化の建設は長い時間をするものであらうが、…。
…この問題の解決なくしては、東亜新秩序の建設における指導者として、日本民族は眞に世界的な民族となることは出来ない（同書：61頁）。

森戸辰男も『中央公論』1941年11月号の「臨戦段階における文化建設」という論文において、「翼賛会文化部の指導する生活合理化の面に即した生活文化運動や生活科学科運動」（森戸 1941：23頁）に注目している。そして「国民生活文

化の樹立」は「新文化創生の温床となる」(同書：24頁)と述べている。

このように「生活文化」という言葉は、大政翼賛会の指導する文化運動の過程で使用され始めたのであり、「東亜新秩序」・「高度国防国家」といった言葉であらわされる軍国主義的「新体制」を支える、あるいは新体制が目標とすべき日本民族の新しい国民文化として位置づけられていたのである。

とはいっても、この事実から「生活文化」は全体主義的・軍国主義的な文化観だという結論を引き出すのは早計であろう。戦争・国策に非協力的なあるいは無益なものの存在が容認されない状況下で、「生活文化」論者たちは、その真意の如何にかかわらず、国策協力というたてまえでのみ、「生活文化」を提起し、論議することが許されたのである(参照。赤沢 1995：283頁)

その意味で、三木をはじめ当時の知識人の国策協力は、偏狭な軍国主義者や国粹主義者の反文化主義・反知性主義から文化を守るための苦肉の二面戦略でもあった。すなわち、戦争の究極目的は新文化の建設であること、文化的・科学的基盤なしには総力戦を完遂できないこと、非文化的な軍事行動はアジア人民の支持を得られないことなどを強調することにより、軍部の暴走に歯止めをかけようとしたといえる。

しかも単に面従腹背的な抵抗だけでなく、都市と農村、知的エリートと勤労大衆との間の文化格差をなくすという課題、すなわち「近代日本文化の二重構造の克服の課題」への真剣な取り組みという側面もあった(同書：296頁)のである。

「既成の文化」批判はこのような「文化の二重構造」の批判でもあった。

このような視点からみれば、「生活文化」は、同時期に唱えられた「皇道文化」や「戦争文化」といったグロテスクで空疎な言葉と比べて、はるかに良心的であり、かつ現代にも妥当する普遍的な内容をもっていたと評価できる。

しかしながら、まさにそのような普遍性をもつ議論だったからこそ、「生活文化」論は全体主義体制と戦争を正当化し、国民を総動員するのにより巧妙に寄与したともいえるのである⁽⁶⁾。そして、現実の過酷な歴史過程において、「生活文化」に含まれていた抵抗の要素、「文化の二重構造」の克服という要素は抑圧され、国策協力イデオロギーとして機能していったのである。次章では戦時下における「生活文化」論がどのようなものになっていたかを、大政翼賛会の報告書に即して検証する。

III 大政翼賛会の「生活文化」論

1 大政翼賛会文化部

大政翼賛会は1940年（昭和15年）10月12日に発足した。そこには政治・経済や運動・組織に関わる部門に並んで文化部が置かれ、岸田が初代部長に就任した。それには三木も関与したらしいことは既に述べたとおりである。

大政翼賛会はドイツのナチズム（国民社会主義）の疑似革命の成功をモデルに、全国民を一丸とした「新体制」の樹立をめざす、左翼的経験をもつ人々から極右までの同床異夢の組織として出発した。国民運動を背景に軍部の暴走を抑止することに希望を託して参加した左翼的な人々や自由主義者もいる。しかしながら大政翼賛会は発足早々、下からの運動という要素を骨抜きにされ、内務省に指導された行政の下請け機関に化していく。

それに伴い、大政翼賛会の機構は短期間に改変を重ねていく。そこで文化部の位置づけがどのように変遷したかを概括してみよう。

(1) 発足の翌年1941年1月12日に事務局職制が定められた。本部事務局には総務、組織、政策、企画、議会の5局が置かれ、それらの下に23の部が置かれる体制であった。文化部は「文化機構の再編成およびその指導」を担当する部として、企画局に属した。

(2) 同年4月7日には早くも新たな「職制」が定められ、総務、組織、東亜の3局と中央訓練所の下に11の部が属する形に整理された。政策、企画、議会という独自の政策形成に関わる部門の廃止は、翼賛会の国民運動体としての要素が骨抜きにされ、行政の補助機関に化したことを見ている。文化部は組織局に属することになり、「文化機構ノ整備強化並ニ職域組織ノ確立及其ノ運用ノ円滑化ニ関スル事務」（赤沢ほか 1984：24頁（『大政翼賛会事務局及調査委員会職制』）を分掌するとされた。

(3) 1942年6月10日にも大きな機構改革があり、総務、鍊成、実践、興亜、調査の五局と統制委員会のもとに19の部が置かれるようになった。文化部は実践局に属することになり、その分掌は「文化運動ニ関スル事項」と「文化機構ノ整備強化ニ関スル事項」（同書：42頁（『大政翼賛会事務局職制制定の件』））となった。

さらに同年8月17日には「事務局分班規程」が出され、各部に班を置くようになり、文化部は生活文化、職能文化、地方文化の三班体制となった。生活文化班は「国民生活ノ道義化、科学化、美化ニ関スル事項」「国民ノ生活力育成ニ関スル事項」「部ノ庶務並ニ他ノ班ニ属セザル事項」を、職能文化班は「文化職能機

構ノ整備並ニ其ノ指導連絡ニ関スル事項」「全文化職能人ノ鍊成並ニ指導ニ関スル事項」を、地方文化班は「地方文化機構ノ整備並ニ其ノ指導連絡ニ関スル事項」「地方文化ノ伝統発揚ニ関スル事項」「文化ノ均霑ニ関スル事項」「新日本文化ノ創造促進ニ関スル事項」を、それぞれ担当するとされた（同書：50頁）。

(4) 1943年8月31日には興亜局が興亜総本部へと発展して事務局から独立し、10月には機構簡素化・職員縮減がおこなわれた。その結果、事務局は総務、国民運動、団体の3局に再編され、部も11に整理された。文化部は厚生部と統合されて文化厚生部となり、国民運動局に属することになった（同書：70頁（『大政翼賛会簡素強力化方策実施要綱』））。

(5) 1944年9月19日にも機構改正が行われ、事務総長室、宣伝本部、国民運動局、団体局の下に12の部が置かれた。旧文化厚生部のうち「文化運動に関する事項」は宣伝本部の下に設置された「文化動員部」に移管された。その分掌事項は「各種文化機能ノ動員、国民ノ慰安激励其ノ他文化運動ニ関スル事項」（同書：90頁（『大政翼賛会事務局機構改正要旨』））となっている。

(6) 日本全土が空爆に曝され、敗色が歴然としてきた1945年3月、内閣は本土決戦に備えて「国民義勇隊の組織」を決定した。それに協力参加するために大政翼賛会は6月15日付けで解散する。もっとも、そのころには大政翼賛会の組織は実質的に死滅していた（参照。小野 1995：152-3頁）。

このように文化部は当初は運動の企画という創造的な位置にあったのが、組織や実践に関わるものとされ、ついには宣伝による大衆動員の手段であると公然と位置づけられるのである。この変遷は大政翼賛会で、換言すれば総動員体制下で「文化」が迫らねばならなかつた運命を如実に示している。

また1942年の分班体制で生活文化班が文化部の筆頭部門に位置づけられている点にも注目したい。これは「生活文化」が大政翼賛会の文化運動の主導的概念であったことを示すものといえるからである。

その「生活文化」論が大衆動員の手段としてどのような内容になったかを示すのが、1943年に出された「戦時生活文化ニ関スル報告書」である。

2 戦時生活文化ニ関スル報告書

大政翼賛会には1942年6月の組織改正により「調査会」という調査審議機関が設置された。同年の9月上旬までには構成員、組織編成、調査方針などが確定し、分野別に組織された10の委員会が活動を開始している。そのうち、「翼賛文化体

制ノ建設ニ関スル事項」を担当したのが第五委員会である。委員会の構成員は、委員長下村宏（海南。新聞経営者）のほか、次の24名であった（赤沢ほか1985：532-3頁）。

下条康麿（内務官僚・統計学者）、松本学（内務官僚）、鶴見祐輔（政治家・著述業）、羽田武嗣郎、星野靖之助（政治家・経営者）、吉植庄亮（歌人・政治家）、荒城季夫（美術評論家）、石橋長英（医学者）、伊藤熹朔（舞台美術家）、岩田豊雄（小説家・劇作家・演出家、筆名・獅子文六）、河上徹太郎（文芸評論家）、岸田国士（劇作家・小説家）、岸田日出刀（建築家）、城戸四郎（映画製作者・経営者）、黒田清、坂田幹太、桜井忠温（元陸軍少将・作家）、谷川徹三（哲学者）、団伊能（学者・経営者・政治家）、戸田貞三（社会学者）、中村武羅夫（編集者・小説家）、山田耕筰（作曲家）、和田傳（農民文学）、城戸幡太郎（教育心理学者）⁽⁷⁾。

ほとんどが当時4～50歳代の各界を代表する文化人・知識人であり、戦後も各分野の指導者・長老として活躍した人が多い。松本のような反共・日本主義者の内務官僚もいるが、リベラリストと目される人物も少なくない。

この第五委員会にはさらに、「日本文化ノ確立ニ関スル具体策」を受け持つ第一小委員会、「生活文化ノ昂揚普及ニ関スル具体策」を受け持つ第二小委員会、「文化機構ノ整備強化並ニ宣伝啓発機関ノ活動促進ニ関スル具体策」を受け持つ第三小委員会の三つの小委員会が設置された。それぞれの小委員長は松本学、岸田日出刀、鶴見祐輔である（同書：525頁）。そして、1942年の9月から翌年8月までの1年間に、4回の総会と38回の小委員会を開き、その間に「生活勤労文化実状調査」「傷痍軍人工場視察」「戦力増強ト家ノ問題ニ関スル調査」の3次にわたる調査を全国各地で行った（同書：530頁）。その結果提出された報告の一つが43年8月12日付けの「戦時生活文化ニ関スル報告書」なのである。

これは原稿用紙70枚ほどに及ぶもので、前文に續いて、「戦時生活ノ明朗強靭化」「戦時下ニ於ケル学生々活ノ指導」「勤労文化ノ昂揚」「帰還軍人並ビニ傷痍軍人ニ対スル文化対策」「戦時下ニ於ケル衣食住生活ノ指導」の5部から構成されている。別表のかたちで章・節・項目の標題の一覧を掲載したが、ここからはこの報告書が銃後の生活を支える諸階層（学生、労働者、農民、帰還・傷痍軍人、家事従事者）のための詳細な生活指導規則の体をなしていることが看取できるだろう。以下では、その議論の主な内容を概括しつつ、問題点を指摘してみたい。

前文では文化と生活の一体性という生活文化の原理的觀点が繰り返し強調され

る。そして、大東亜戦争の完遂と大東亜共栄圏の建設が一億国民の「大使命」であることを悲壮感をもって示した上で、文化の意義・役割を以下のように述べる。

之ガタメニ国民ノ生活ハ一切ヲ挙ゲテ斯ノ目的ノ達成ニ集結セラレザルベカラズ。而モ、本来ノ文化ハ即チ生活自体ニ外ナラザルヲ以テ、決戦下今日即今ノ日本文化ノ当ニ在ルベキ様相ニ付キテハ贅言ヲ要セザルベシ。(同書：581頁)

ここに見られるのは、生活は戦争に奉仕すべし、文化は生活である、ゆえに文化が戦争に奉仕すべきは言うまでもないという単純明快な三段論法である。生活文化を媒介概念として文化は全面的に軍国主義という現実に統合されるのである。

「戦時生活ノ明朗強靭化」の部分は総論的な部分であり、物資欠乏、生活逼迫という状況の下でも「洗練サレタル文化的叡知感覚」による明朗・豊潤・強靭な生活が可能であるとして、それを阻害する態度が批判される。ここでは、抽象的観念的で説得力のない戦争目標を呼号する当局の指導姿勢、多くの官製団体による広報や行動提起の過剰、非常時を口実とした国民生活への圧迫・干渉、官僚・公務員や地域有力者の横暴、時局に便乗した私利私欲の追求、庶民と生活苦を分かち合おうとしない上層階級の個人主義といったものが批判されている。大政翼賛会の「生活文化」論に「国策協力の名のもとに、一部国策批判のホンネを忍び込ませる」(赤沢 1995: 288頁) というメントがあったとするならば、この部分こそはそれが顕著に現れている箇所だといえよう。

「戦時下ニ於ケル学生々活ノ指導」以下は国民各階層向けの各論にあたるわけで、かなり具体的な提言がおこなわれる。しかし、まさにそこにおいて、「生活文化」というものが戦争目的へと総動員された生活を維持させるための補助手段として位置づけられ、文化としての固有の意義を与えられていないことが明確となる。

たとえば「勤労文化ノ昂揚」は報告全体の3分の1を占める重要な箇所なのであるが、その目標はすべて「生産増強」なのであり、文化の役割は勤労者たちがわずかな余暇時間を浪費することなく労働力の回復をおこなえる条件をつくること

(健全な休養・慰安・娯楽・保養の提供、生活規範の提示など)、勤労意欲や労働規律を喚起すること、効率的な労働環境をつくることに集約されてしまう。三木の生活文化論のなかには生産活動を含む生活に基づく新しい文化の創造という理想が含まれていたが、それは全く具体化されていない。あるのは、生活の外部にある既存の文化(芸術、大衆芸能、娯楽、道徳)を生産活動に全面的に奉仕さ

「戦時生活文化ニ関スル報

(第一) 戦時生活ノ明朗強靭化

- (一) 戦争目標の具体的確立
- (二) 戦争指導中枢ノ強力ナル一元化
- (三) 国民指導ノ行キ過ギノ是正
- (四) 行政第一線ニ対スル要望
- (五) 新組織ニ役員タルモノノ敵選
- (六) 道義心ノ昂揚、特ニ之ノ日常生活ニオケル実践
- (七) 個人主義的傾向ノ是正
- (八) 国民的士氣ノ積極的作興

(第二) 戦時下ニ於ケル学生々活ノ指導

- (一) 青年ニ共通ナル生活指導組織ノ確立
- (二) 国民行事ニ対スル参加
- (三) 学生々徒ノ積極的ナル社会生活参加
- (四) 戦時下生産及ビ文化面ニ対スル学生々徒ノ協力
- (五) 学校ニ於ケル生活文化ノ昂揚
- (六) 学生生徒ノ隣組制度ノ確立
- (七) 半島学生ニ対スル指導

(第三) 勤労文化ノ昂揚

- 一、生産増強上工場ニ対シテ実施スペキ文化上ノ措置施設
 - (一) 工業都市計画ノ実行
 - (二) 保育所ノ設置
 - (三) 温泉ノ利用厚生
 - (四) 青少年工ノ不良化防止
 - (五) 結婚相談機関ノ設置
 - (六) 住宅問題ノ解決
 - (七) 家庭ニ於ケル生活文化ノ昂揚
 - (八) 栄養ノ確保
 - (九) 診療所ノ充実、転地保養ノ施設
 - (十) 労務管理ノ改善
 - (十一) 青年学校ノ教育
 - (十二) 工場芸術運動ノ促進
- 二、生産増強上炭礦鉱山ニ対シテ実施スペキ文化上ノ措置施設
 - (一) 現場責任者ノ永年勤続制ノ確立
 - (二) 社宅ニ於ケル神棚、仏壇ノ設備
 - (三) 合宿青年ニ対スル指導
 - (四) 国家の権威アル褒賞制度ノ確立
 - (五) 医師其ノ他職員ノ地位ノ安定確保
 - (六) 賃金制度ノ改革
 - (七) 映画ニヨル慰楽ト指導
 - (八) 素人演劇ノ奨励指導
 - (九) 保養所ノ設置
 - (十) 半島人ニ対スル施設
- 三、生産増強上農村ニ対シテ実施スペキ文化上ノ措置施設
 - (一) 近代的文化手段ノ利用ニヨル農民文化ノ昂揚

告書」の章題・見出し一覧

- (二) 農民ニ対スル映画工作
 - (三) 和歌、俳句其ノ他文学ノ獎勵
 - (四) 簡素ナル美術工芸品ノ制作獎勵
 - (五) 農村古来ノ芸能ノ復活
 - (六) 農村ノ祭事、行事等ノ獎勵
 - (七) 「部落ノ家」ノ整備
- 四、生産増強上、勤労者ノタメニ映画ヲ活用スペキ方策
- (一) 勤労者本位ノ映画鑑賞方法
 - (二) 巡回映写ノ充実ト活用
 - (三) 常設館ノ活用
 - (四) 勤労者ヲ対象トスル映画の製作
- 五、生産増強上、勤労者ノタメニ演劇ヲ活用スペキ方策
- (一) 常設劇場ノ活用
 - (二) 移動演劇ノ育成強化
 - (三) 素人演劇ノ再検討トソノ正シキ指導
 - (四) 勤労者演劇ニ対スル良キ脚本ノ提供
 - (五) 観劇方法ノ指導
- (第四) 帰還軍人並ビニ傷痍軍人ニ対スル文化対策**
- (一) 帰還軍人ニ対スル指導機関ノ強化
 - (二) 傷痍軍人ニ対スル指導
 - (三) 帰還軍人、傷痍軍人ノ精神的結合ノ強化
 - (四) 傷痍軍人ニ対スル鍊成
 - (五) 傷痍軍人ノタメノ学究機関ノ特設
 - (六) 傷痍軍人ニ対スル文芸、美術、音楽等ノ指導
 - (七) 国民運動ニ対スル帰還軍人、傷痍軍人ノ積極的参加
 - (八) 傷痍軍人中、胸部疾患者ニ対スル特別ノ施設

(第五) 戦時下ニ於ケル衣食住生活ノ指導

- 一、衣生活ニ対スル指導
- (一) 和服ノ改善
 - (二) 洋服ノ改善
- 二、食生活ノ指導
- (一) 食事ニ対スル感恩報謝
 - (二) 食物ノ科学的調理法
 - (三) 食品腐敗ノ防止
 - (四) 食品貯蔵ニ関スル指導
 - (五) 無駄ノ排除
 - (六) 空閑地、塵芥の利用等ニヨル食糧ノ増産
 - (七) 食物ノ完全咀嚼
 - (八) 郷土食ノ研究
 - (九) 野生食物ノ食品化
 - (十) 人乳貰受制度ノ確立
- 三、住生活ニ対スル指導
- 生活器具ニ対スル造形意匠上ノ統制

せるという形での生活と文化の外挿的結合に過ぎないのである。

学生の場合も同様である。学生の本来の生活時間はいうまでもなく勉学時間であり、文化という観点からはまさに勉学のありかたこそ重要問題のはずだが、それは一顧だにされない。あくまでも勉学外の時間の活用という観点から、宿舎や学生ホールなどの充実の問題として学生の「生活文化」が議論される。繰り返していうが、新しい文化の創造ではなく、既存の文化（文化資源）をいかにして生活（戦争とそのための生産）に奉仕させるかという視点に貫かれていることがこの報告書の「生活文化」観の特徴なのである。

最後の「戦時下ニ於ケル衣食住生活ノ指導」は、欠乏・節約生活下にあっても創意・工夫により美的かつ科学的な衣食住生活を心がけるよう説くものであるが、衣服の種類・形状から食事の咀嚼にいたるまで「校則」以上の過干渉的生活規則集となっている。「人乳貰受制度」などその最たるもので、住民の自発的な相互協力、生活創造能力など信じない牧民思想が明白である。上で紹介した人々がこんな問題を議論していた様子を想像すると、無惨でもあり滑稽でもある。

紙幅の制約上これ以上の紹介は割愛するが、「戦時生活文化ニ関スル報告書」は「生活文化」論がはらむ否定的側面を全面展開したものといえるだろう。それは、「生活文化」の提唱が、一定の歴史的条件のもとで、特定の権力・組織にとって望ましい生活のあり方（ライフスタイル）へと人々を動員することになることである。そこで文化の役割は与えられた生活を自発的に受容させること、そのために生活にいろいろを添え、生活への意欲を鼓吹し、それでもなお残る不満には代償として慰労や娯楽を与えることには限定されてしまう。文化は生活に奉仕するものとされ、その批判（新しい生活の創造）は許されない。これは、生活と文化の統一という発想の否定的な帰結を示している。

まとめにかえて

「生活文化」が全体主義・軍国主義体制への動員・統合のイデオロギーとして機能したことは、紛れもない歴史事実である。この過去を忘却して、あるいは無視して、「生活文化」を「耳ざわりの良い言葉」として「ほんやりとした状態」のまま使用することはきわめて危険だといえよう。

現在、政府や地方自治体では「文化政策」ではなく「文化行政」という表現を使用している。その理由は、文化政策が戦前・戦中の軍国主義やナチズムにつながる用語だからだとされる。例えば、現在の自治体文化行政のイデオロギーであ

る松下圭一は、「官僚機構による大衆統制技術、マスコミによる大衆操作技術の過熱をみている今日」において、文化行政が「国民精神総動員の新しいファンションに墮することになる」として、「全体主義型の『文化政策』」の再現の危険性を正当に指摘する。そのうえで、今日の文化行政では、「それゆえ、慎重に、『文化政策』という言葉が拒否されている」と述べるのである（松下 1981：8-9頁）。

文化政策も文化行政も歐米語に訳せば同一になることが多く、この変更は小手先細工的である。それは措くとして、もし松下の言うとおりならば、そこまで表現に慎重でありながら、その文化政策の主導的概念であった「生活文化」を文化行政のキーワードとして採用したことの真意が改めて問題となる。

「生活文化」が「耳ざわりの良い言葉」であるのは、それが一種のユートピアを含意するからである。三木らの「生活文化」論も「日本近代文化の二重構造」の克服を志向するものであった。生活と文化の分離を克服し、統一するということは、労働を強いられる大衆と学芸を享受できる少数者との格差を解消し、万人が創造的で美的な生活、労働が遊びであるような日常を満喫できる社会の出現を意味する。「文化の二重構造」が存続している限りにおいて、それを克服するための文化政策や文化運動のスローガンとして、「生活文化」やその類似語（たとえば「社会文化」や「市民文化」）が採用されるのは当然のことかもしれない。

しかしながら、生活と文化の統一という構想には大きな陥穰がある。それは文化という領域の高踏的な独立性を否定することにより、文化が生活から分離し、疎外されているからこそ果たしうる独自の役割、すなわち生活批判、社会批判という機能を抹殺してしまう危険性である。これは、既成文化の批判をライフワークとした思想家ヘルベルト・マルクーゼ（H. Marcuse）が繰り返し指摘した、社会の「一次元化」という事態である（参照。マルクーゼ1980：75-103頁）。この危険性の故に、マルクーゼはナチスの権力奪取に抵抗できなかつた既成文化を執拗に批判し続けながらも、そして1960年代の青年たちの文化革命に共感しながらも、ついに「新しい文化の創造」のプログラムを提起し得なかつたのである。

一人一人の人間が主体的に自由であり、生活・社会の主人公であるような理想社会を想定すれば、生活と文化の統一はまさにユートピアの完成であろう。しかしながら、政治権力や企業のシステムが人々の日常生活の隅々まで浸透し、支配している状況のもとでは、生活と文化の統一が政治権力や企業システムによる文

化領域の全面征服となる可能性がある。文化が権力や企業による動員・統合の手段として利用し尽くされる危険性である。1940年代における「生活文化」論の運命は、その歴史的実例だといえよう。この経験を直視し、それとの徹底的な理論的対決を抜かしたまま、未来の「生活文化」を語ることはできないのである。

注

- (1) たとえば1979年には関西の研究者や市民を中心に「生活文化研究所」が設立され『月刊生活文化』を刊行し始めた。83年には日本生活文化史学会も設立されている。注(3)の紀要類も参照されたい。
- (2) たとえば1938年には長谷川如是閑が「日本文明の傳統的特徴」(「中央公論」7月号)で日本の文明を「生活の文明」として特徴づけている。ここでは文明と文化は明確に区別されていないので、長谷川は「生活の文化」を主題としたとみてよい。
- (3) 1950年代のものとして以下のものがある。
『生活文化』米沢短期大学付属生活文化研究所 (1955年?より月刊)
『生活文化』宮城学院生活文化学会 (1956年より年刊)
『生活文化研究』大阪教育大学家政学研究会 (1953年より年刊)
また80年代以降になると以下の紀要類が刊行されている。
『生活文化研究』熊本女子大学 (1982年より)
『生活文化研究所年報』ノートルダム清心女子大学生活文化研究所 (1987年より)
『生活文化研究』関東学院女子短期大学生活文化研究所 (1989年より)
『生活文化研究』名古屋市立女子短期大学生活文化センター (1990年より)
- (4) 三木は1933年の段階ではファシズムによる文化破壊に対し、自由主義的・教養主義的な既存文化を含めた文化一般を擁護する態度を表明していた(参照。三木『全集』19巻:602頁「ナチスの文化弾圧」)。しかし昭和研究会での活動を開始していた段階、日本の軍国主義化が全面化してあらゆる左翼的・自由主義的批判が弾圧されてしまった段階では、「既成の文化の擁護」ではなく「新しい文化の創造」(同書:714-5頁「文化意志の堅持」)という立場をとり、「単なる文化主義」「文化主義的自由主義」を批判するようになる(同書:717頁「文化の権威」)。つまり、文弱な既成文化の批判という点で軍国主義勢力に協力ポーズを示しつつ、「新しい文化」によって軍国主義

の野蛮を阻止しようとする二面戦略をとったのである。岸田もまた大政翼賛会文化部長就任直後の対談で「文化の擁護」ではなく「新しい文化の建設」という立場を表明している（岸田 1991：152頁「既往文化と新文化」）。「生活文化」概念はこのような文脈での「新しい文化」だったのであり、そこには軍国主義・全体主義への協力と抵抗という矛盾した二側面が含まれていたことに留意すべきである。この点に関して、宮川（1958：124-126頁）、北河（1993）、赤沢（1995）を参照されたい。

- (5) 三木が検挙されたのは敗戦直前の1945年3月であり、しかも政治・思想犯としてではなかった。そのために敗戦後も釈放されず非業の死を遂げたのである。「生活文化」が非国民思想だったというのも理解に苦しむ評価である。
- (6) さらに、だからこそ敗戦日本の軍国主義国家から平和国家・文化国家への変身に際して、「生活文化」が戦前と戦後の継続性・一貫性を維持するイデオロギーとして機能したのではないかという疑惑も拭えない。戦中・敗戦直後の「生活文化」論の連続性に関してはさらに検討する必要があろう。
- (7) 括弧内の社会的地位は『朝日人物事典』などに基づき、確認できたものを記入した。

引用文献

- 青木保『文化の否定性』中央公論社 1988年
赤沢史朗「戦中・戦後文化論」『岩波講座日本通史第19巻』岩波書店 1995年
赤沢史朗・北河賢三・中井正臣編集・解説『資料日本現代史 12 大政翼賛会』大月書店 1984年
岡沢憲美監修・生活文化サロン編『生活文化の時代』早稲田大学出版 1995年
小塩節『ドイツの都市と生活文化』講談社 1993年
小野賢一『翼賛政治の研究』新日本出版社 1995年
岸田國士「岸田國士全集」25 岩波書店 1991年
北河賢三「戦時下の地方文化運動…北方文化連盟を中心に」赤沢史朗・北河賢三編『文化とファシズム』日本経済評論社 1993年
酒井三郎『昭和研究会 ある知識人集団の軌跡』中央公論（文庫） 1992年
津田敬武『生活文化と美術』霞ヶ関書房 1941年
寺出浩司『生活文化論への招待』弘文堂 1994年
畠潤「生涯学習政策における文化論の位置と役割」北田耕也・朝田泰編『社会教

育における地域文化の創造』国土社 1990年 185-207頁
兵庫県生活文化部『パンとばらの時代—生活文化の創造をめざして—』1979年
ヘルベルト・マルクーゼ／生松敬三・三沢憲一訳『一次元的人間』河出書房新社
1980年（原著1964年）
松下圭一「自治の可能性と文化」松下圭一・森啓編『文化行政 行政の自己革新』学陽書房 1981年
松田義幸・中田裕久『生活文化の社会学』誠文堂新光社 1984年
三木清『三木清全集』第14巻、第19巻 岩波書店 1967年、1968年
宮川透『三木清』東京大学出版会 1958年
室戸健三「日本高度国防国家の構想」『中央公論』 1941年9月号
森啓「いま行政の文化化とは」上田篤編著『行政の文化化』学陽書房 1983年
226-282頁
森戸辰男「臨戦段階における文化建設」『中央公論』 1941年11月号

A Historical Study on the Concept of “SEIKATSU-BUNKA” —SEIKATSU-BUNKA Policy of TAISEI-YOKUSAN-KAI—

TANI Kazuaki

Since the middle of the 1970's public interest in the Japanese culture has been increasing in Japan. The arrival of the cultural age has been discussed in various ways. Frequently the concept of “SEIKATSU-BUNKA”, a compound of SEIKATSU (life) and BUNKA (culture), is used in this discussion. Today many municipal governments have established a bureau or a section for SEIKATSU-BUNKA as the promoter of their new cultural policy. Many of the people who advocate SEIKATSU-BUNKA, explain it as a new key word of today, that is, as the concept for new culture in post-industrial society.

However, as early as the beginning of the 1940s, the term SEIKATSU-BUNKA was used to describe a new style of culture.

In two articles which were published at the end of 1940, Kiyoshi Miki, a philosopher who greatly influenced public opinion at that time, discussed SEIKATSU-BUNKA as a new idea.

This concept was then adopted by TAISEI-YOKUSAN-KAI, the national association which was established to reinforce the Japanese militarism-totalitarianism regime, as the slogan of its cultural policy.

Even though the concept of SEIKATSU-BUNKA, unity of life and culture, is attractive, we should be wary in adopting it as a slogan of cultural policy today, considering its connection with the militarism and totalitarianism of the 1940s.